

安全・適正就業委員会だより

■ 当センターにおける事故発生状況

令和5年6月1日～8月31日

安全・適正就業委員会は、安全・適正就業パトロールおよび安全講習会等を通じ、就業時および就業途上での事故防止の取組みを行っておりますが、残念ながら3件の事故が起きました。

今年度発生した事故は計3件です。

- ・ 剪定作業：会員が場所の所有者に伐採をするかどうかを尋ね、発注者所有の場所であることを確認し、作業を依頼されたので、樹木4本を伐採したが、実際の所有者は隣地住民で、伐採樹木は同住民の物であることが、後日同住民の申し出で判明した。(請負 4月27日)
- ・ 校務員業務：職員室のカーテン修理のために、カーテンを外す際に体をあずける体勢となり、窓ガラスに体が触れてガラスを破損した。ガラスにあったキズが原因と思われる。(請負 7月20日)
- ・ 植栽管理：作業終了時、発注者の車両のフロントガラスにひびが入っているのを発見した。除草作業就業場所付近を、発注者の車両が通過したときに、草刈機が跳ね飛ばしたものが、ガラスに当たったものと推定される。(8月12日)

万一事故に遭ったときは、すぐにセンターに連絡をし、担当者の指示に従って対処してください。

また事故後速やかにセンターの所定用紙で「事故連絡票」の提出を行ってください。

所定用紙はセンターにあります。ホームページから出力して印刷することもできます。

■ 全国の事故統計（重篤事故）

〈就業中の事故〉

令和4年度の全国の重篤事故（死亡又は6カ月以上の入院）の件数は、表1のとおり29件でした。最多は、植木剪定、樹木伐採等における墜落・転落の7件（死亡6件、入院1件）で、全体の63%でした。ヘルメット着用等の安全対策をしましょう。

また、令和4年度は清掃中に転倒もしくは階段から転落して亡くなるなどの事故が3件起きています。作業現場の確認、複数人での作業、手順書等の作成等を徹底し、安全が確保できない場合は、請け負わないようにしてください。

表1 ()の数字は女性で内数

区分	就業中			就業途上			総件数		
	死亡	入院	小計	死亡	入院	小計	死亡	入院	小計
3年度	20(0)	7(0)	27(0)	6(3)	6(1)	12(4)	26(3)	13(1)	39(4)
4年度	15(4)	4(0)	19(4)	5(2)	5(0)	10(2)	20(6)	9(0)	29(6)

〈就業途上の事故〉

就業途上の事故は10件で、徒歩5件、自転車4件、バイク1件でした。就業途上の事故の中には、必ずしも本人に過失責任があるとは言えない事故もありますが、自転車は軽車両です。自転車による事故の多くは左側通行、一時停止を守るにより防げるという調査結果もありますので、交通ルールを守ることはもちろん、自らの体力などを過信することなく、まわりに十二分に注意を払ってください。また、改正道路交通法の施行により、今年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されています。自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう。

なお、当センターの令和4年度事故状況は、5月に送付しました定時総会議案書11、12ページをご覧ください。